

提案提出元	梅本 聖（ホワイト&ケース法律事務所）
-------	---------------------

項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	<p>以下の論点についても、あわせてご検討ください。</p> <p>2 払込金の法的性格</p> <p>ア オークションで獲得した周波数の権利(利益)の法的位置づけはどのようなものか。(一種の債権か、あるいは特許や許可とみるか。特許・許可等とする場合、対人許可か、あるいは対物許可かなど。)</p> <p>4 対象範囲</p> <p>ア オークション導入前に開設されている既存の無線局についても、オークションの対象とするか。</p> <p>5 制度設計</p> <p>(1)懸念事項</p> <p>ア 消費者にオークションの価格が転嫁されないか。</p> <p>イ オークションで獲得した周波数が未使用や有効に活用されない事態にどのように対処するか。(電波法1条「能率的な利用」の確保)</p> <p>(2)実施方法</p> <p>ア 本格導入前に小規模なオークションを試行するか。</p> <p>イ 量的規制(マクロキャップ)を行うか。(5(1)②と関連)</p> <p>ウ オークションは誰が実施するか。(本省か、免許手続きとあわせて各地方総合通信局が行うのか、あるいはそれ以外か。公正を期するために第三者を関与させるかなど。)</p> <p>エ 支払いは、一括払いか、あるいは年・月払いとするか。</p> <p>6 二次取引</p> <p>ア 転売のほかに、転貸、担保、信託などの目的とする余地を認めるか。</p>	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	2ア、3、	オークションで得た権利ないし利益の法的性格について、整理が必要。たとえば、私有財産のひとつとみるのか、あるいは

	5(2) ⑧、6ア	特許・許可とするか、対物許可か対人許可かなどの切り分けによって、民間の会計処理や国の歳入(登録免許税など)のあり方も変わってくるし、また、譲渡や承継、二次取引などの収益処分することをどの程度認めるのかといった問題を議論する前提となる。
	6ア	たとえば、担保権が設定できるのであれば、オークションの資金調達が容易になることが見込まれる。この場合、放送局が得た周波数の権利についても、放送局の設備と同様に工場抵当法の対象とする方法も考えられる。
	5(1)イ、 5(2)エ	オークションの払込金を一次払い(落札後に全額支払い)とした場合、有効に利用されない周波数が、転売目的などで、そのまま塩漬けにされるおそれがある。特許や商標の「年金」のように、毎月あるいは毎年一定額を支払う方法であれば、有効に利用されない周波数を回収できる余地が広がる。
3. その他 (留意事項や情報提供 など)		